

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 12 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

## 令和 3 年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「処遇改善加算等」という。）については、令和 2 年 3 月 6 日付け障障発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、その運用を行っているところです。

今般、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、当該通知については、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止することとし、新たな通知については、報酬改定に係る関係告示の公布後に発出する予定としておりますので、参考として別添のとおり、現在検討中の通知案を送付いたします（現行の通知からの変更点については、下記（ 1 ）をご参照ください。）

また、令和 3 年度の処遇改善加算等の算定に当たり、都道府県知事等への届出の期限については、通常 2 月末日となっているところですが、令和 3 年度当初の特例として、下記（ 2 ）の取扱いとすることを予定しておりますので、各都道府県等におかれましては、内容をご了知の上、貴管内市町村、事業所等に周知をお願いいたします。

## 記

### （ 1 ）主な変更点について

令和 3 年度以降の取扱いについて、従前の取扱いからの主な変更点は、以下のとおりです。

第 1 の 1 の「基本的な考え方」について

- ・ 基本的な考え方に令和 3 年度報酬改定の内容を追加

第 1 の 2 の「処遇改善加算において対象となる職種」について

- ・ 共生型事業所、基準該当事業所における対象職種を明記
- ・ 人員基準の見直しに伴う「障害福祉サービス経験者」の期限を記載

第 1 の 4（ 1 ） 一の「処遇改善加算の見込額の計算」について

- ・ 加算の見込額の計算について、様式 2 - 1 に記載のとおり、分かりやすさを重視する観点から、「報酬総単位数 × 単価 ÷ 12 か月」から支払明細書等に基づく「報酬総額 ÷ 12 か月」に変更

第1の4(1)の「職場環境等要件」について

- ・ 原則、加算を算定する年度における取組の実施を求めることとする。
- ・ 当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって要件を充たすものとする。

- ・ 職場環境等要件の各項目の見直し内容については、現在検討中。

第1の4(2)三の特定加算の「事業所における配分方法」について

- ・ 「経験・技能のある障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均と「他の障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均の関係について「2倍以上」から「上回ること」に変更

第1の12の「処遇改善加算( )及び( )の廃止」及び第2の「基本的考え方」について

- ・ 処遇改善加算( )及び( )並びに処遇改善特別加算は廃止する。
- ・ ただし、令和3年3月31日時点で当該加算を算定しており、令和3年度も引き続き算定する事業所においては、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設ける。

第2及び第3について

- ・ 処遇改善加算( )及び( )並びに特別加算については、従前とは異なる様式(別紙様式5-1及び5-2)により処遇改善計画書を作成する。

別紙1の表1について

- ・ 加算率の算定方法の見直しに伴い、加算率が変更される。
- ・ 加算率の算定方法の見直しに伴い、短期入所及び障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いは終了する(サービスごとの加算率が適用される。)

別紙1の表6、表7について

- ・ 職員分類の変更特例の例示を追加  
上記の他、体裁修正や報酬告示の改正に伴う項番修正を行っています。

## (2) 令和3年度当初の特例について(第1の8)

令和3年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年4月15日(木)までに計画書等を都道府県知事等へ提出する。

令和2年度から引き続き取得する事業所等についても当該特例の対象とする。

通常の見直し

処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和2年3月6日障障発0306第1号)抜粋)

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 評価・基準係

電話：03-5253-1111(内線3036)